

事 務 連 絡
令和 4 年 9 月 27 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
(公 印 省 略)

医療法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う
「関係学会等が作成するガイドライン」の周知について

「医療法施行規則等の一部を改正する省令」(令和 4 年厚生労働省令第 75 号)については、令和 4 年 4 月 1 日に公布され、その趣旨については「医療法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」(令和 4 年 4 月 1 日付け医政発 0401 第 24 号厚生労働省医政局長通知)により、特別措置病室の使用に当たり留意すべき事項については「「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」の一部改正について」(令和 4 年 6 月 17 日付け医政発 0617 第 2 号厚生労働省医政局長通知。以下「留意事項通知」という。)により、周知しているところです。

今般、留意事項通知において、追って周知する予定としていた「関係学会等が作成するガイドライン」が別添のとおり作成されました。貴職におかれてはこれを御了知いただくとともに、関係団体及び管下医療機関に周知方お願いします。